

目黒区長 殿

2022 年 3 月 31 日

令和3年度第三者評価結果報告書

〒153-0063
住所 東京都目黒区目黒2丁目10番
5の101号
電話番号 03-3495-4283
評価機関名 特定非営利活動法人
関東シニアライフアドバイザー協会
代表者氏名 佐藤昌子

下記のとおり評価を行ったので報告致します

対象事業所	菅刈学童保育クラブ												
評価者	1	山田紀子											
	2	神戸理											
	3												
	4												
評価実施期間	2021	年	9	月	17	日	～	2022	年	3	月	31	日
利用者調査実施時期	2021	年	10	月	28	日	～	2021	年	11	月	30	日
訪問調査日	2022	年	1	月	20	日							
評価者合議日	2022	年	2	月	8	日							
評価結果報告日	2022	年	3	月	31	日							

詳細講評

評価基準

A	評価項目を実施している
B	評価項目を実施しているが十分ではない
C	評価項目を実施していない

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

通番	評価項目	評価	講評
	(1)理念・基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念・基本方針を確立・明文化し、職員及び利用者等に周知している。	A	「未来に向けてともに育ち育てるめぐろ」の実現に向けて子ども総合計画(5ヵ年)が策定され、学童保育クラブとして子どもの「安全・安心な生活の場の確保」「健全育成」「子育て家庭の就労支援」を目的として運営する旨が区学童保育クラブ保育指針に明記されています。職員、利用者は保育指針等で内容把握しています。

I-2 運営状況の把握

	評価項目	評価	講評
	(1)運営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業運営を取り巻く環境と運営状況を的確に把握・分析している。	A	新型コロナウイルス感染防止のため子どもたちにはマスクを着用してもらっています。おやつ時間についても密を避けるため班ごとにずらしています。マスク着用のほか、手指消毒の徹底も引き続き実施しています。保護者から集団で遊ばせてほしい旨の要望が届けられていますが、コロナ対策が最優先であるため対応が難しく、状況に応じて工夫しながら実施しています。東山児童館を含め4学童保育クラブでブロックを形成していますが、当施設のみ若干離れた場所に位置していますので普段は単独での運営となっています。会計年度任用職員を含め毎日昼に職員ミーティングをおこない、情報共有が行われています。
3	② 運営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	

I-3 事業計画の策定

評価項目	評価	講評
(1) 中・長期的な目標と計画が明確にされている。		
4 ① 3～5年の中・長期的な目標を明確にした計画を策定している。	A	公設公営の施設であり、目黒区子ども総合5ヵ年計画に基づいて運営されています。今年度から利用できる対象学年の拡大(4～6年生)が行われ、来年度は、2023年度の民営化に向けてのスムーズな引継ぎのための取り組みがスタートします。このような民営化の流れの中で今年度の計画が策定されており、「班活動を中心に異年齢で交流できる活動」「基本的な生活習慣を身につける」「保護者と職員」が互いに理解を深め、一緒に考える」三つの重点目標を定めました。必要な引継ぎ改革表も作成され、委託スケジュールに沿った運営が行われています。
5 ② 中・長期計画を踏まえた年度の計画を策定している。	A	
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6 ① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	4月の第一回保護者会はコロナ禍を考慮して書面配布のみでの開催となりました。今年度の取り組みについての基本姿勢や保護者対象の主要な年間計画等が記載されており、個人面談のスケジュールも明記されています。第2回目の保護者会は7月に行われ、感染防止のため時間をずらして学年別に行い、現状説明と夏休みの過ごし方、要望等の把握が行われました。困難な状況下にはありますが、保護者の理解は得られています。地域の公営施設のみで行うブロック会議で事業計画の進捗状況の把握と課題抽出、対策の検討等が行われて、施設間の情報共有が行われています。
7 ② 事業計画を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	A	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価項目	評価	講評
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8 ① サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	個々の職員のスキルアップを通じて組織としてサービスの質の向上に取り組んでいます。施設内でのOJTによる指導育成に加えて都や区の実施する各種研修会に参加して各自のスキルアップを図っています。しかし、昨年来のコロナ禍にあって殆どの研修が中止もしくはオンラインとなっており、参加も含めて満足できる状況にはありません。今年度の組織として取り組むべき大きな課題は新型コロナウイルス対策につきます。毎日、子どもたちを安全に受け入れて同じく送り出せるよう、感染防止対策に万全を期しながら、可能な限り予定された行事やつどいが実施できるよう、職員間で話し合いながら取り組んでいます。
9 ② 組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	評価項目	評価	講評
(1)管理者の責任が明確にされている。			
10	① 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	A	地区の児童館長が当施設長も兼務しています。1年生から6年生まで計58名の登録児童で今期がスタートしましたが、従来から子どもたちの活動は少人数の班ごとを基本としており、新型コロナウイルス感染防止の為出来る限り密になるのを避ける対応が続けられています。施設長は普段は児童館に常駐していますが、施設長の指導のもと常勤、会計年度任用職員合わせて8名の職員でスムーズな運営がなされています。法令等を遵守したコンプライアンスの徹底は公設公営施設での勤務に従事する職員には特に求められますので、事例研究を含む職場での倫理ミーティングをはじめ、区の主催する各種研修に参加することで理解の促進を図っています。
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	
(2)管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 学童保育クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	施設長は児童館と地区の4学童保育クラブによるブロック会議を主催し、事業運営に指導力を発揮しています。今年度から4年生以上の高学年児童の受け入れもスタートしましたが、地区の公営学童保育クラブ4施設の中で一番早く2023年度には委託化に移行する予定です。コロナ禍の終息も中々見通せず、学童保育クラブを取り巻く環境は激変していますが、新たに掲げた二つを含め三つのテーマを今年度の重点課題として取り組んでいます。大半の子どもが菅刈小学校生ですが、今期は個人面談を通じてほぼ全保護者と子どもの状況を共有することができています。
13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	

II-2 福祉人材の確保・育成

	評価項目	評価	講評
(1)福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組を実施している。	A	常勤、会計年度任用職員合わせて8名の職員で運営されています。正規職員については区の総合人事管理制度で運用されており、概ね3～5年の間隔で異動するのが一般的です。2019年に改定された人材育成活用方針で、目標とする職員像と職員が備えるべき意識が明示されており、ジョブローテーション等の人事管理、職場内研修の推進を含めた研修制度、ワークライフバランスやメンタルヘルスへの取り組み等の職場環境の整備について規定されています。非常勤職員(法改正により2020年度から会計年度任用職員と呼ぶ)についても区の所管課で採用、育成管理が行われています。
15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	

	評価項目	評価	講評
(2)職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	区全体でより良い職場作りに取り組んでいます。今年度の職場でのスローガンとして、残業時間の縮減と有給休暇の消化を掲げ、安全衛生委員が中心となって実効性を高める取り組みを行っています。業務量等を勘案しながら集中的に取り組む月間も定めています。
(3)職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し実施している。	A	チームワークで取り組むことを重視した研修制度が確立されています。内部研修(OJT)と外部研修(集合研修)、自己啓発から構成されており、外部研修には初任者研修、各職階層ごとの研修、実務研修、キャリア形成のための研修など、個々に合わせた多くの研修が用意されています。職員にはステップアップシートが用意されており、毎年目標を設定して、何をいつまでに、どのように取り組むかを記載しています。途中での中間評価を経て、年度末に成果の振り返りと反省を行っています。外部研修受講後は研修報告がPCのフォルダーに保管され、職員間で共有されています。今年度の研修の多くはオンラインでの実施となっています。
18	② 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	

II-3 経営の透明性の確保

	評価項目	評価	講評
(1)事業主体の経営の透明性を確保するための取り組みが行われている。			
19	① 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	A	区のホームページで施設情報を公開しています。育成室や学習室を写真で紹介し、保護者参加の行事予定も掲載しています。毎年実施している保護者へのアンケート調査結果についても満足度についての結果が一覧表になって掲載されています。利用にあたっての利用基準、利用要件、必要書類等についても全てホームページから情報を得ることができるようになっています。当施設では乳幼児クラブも運営されていますが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、今年度の開催は中止されている旨の案内もなされています。
20	② 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	A	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価項目	評価	講評
(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
21 ① 学童保育クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	登録児童の大半が菅刈小学校生で、小学校とは授業や運動会、学芸会等に参観するなどの交流機会を持っていますが、昨年来のコロナ禍にあって学校行事への参加は見送られ、交流は十分にはできていません。当施設は区の住区センター内に設置されています。例年開催されてきた住区祭りは中止となりましたが、住区40周年記念祭作品展を共催し、子どもたちが作成した紙粘土作品等を出品して交流を図りました。また、住区住民会議に参加しており、日常的に地域住民との交流ができています。ボランティア人材の育成と子育て支援事業の拡充を目的として学童保育クラブでのボランティア受入れ体制が確立されています。しかし、コロナ禍にあり、当施設での受入れは現在行っていません。
22 ② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	B	従来より児童館、子ども家庭支援センターをはじめ民生児童委員等とも連携して情報共有をはかり、必要に応じて関係者会議にも出席して個別案件にも対応してきました。配慮が必要な子どもへの対応のため、関係者で構成されるケース会議に出席し、必要な情報を得ています。
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
23 ① 学童保育クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を図っている。	A	従来より児童館、子ども家庭支援センターをはじめ民生児童委員等とも連携して情報共有をはかり、必要に応じて関係者会議にも出席して個別案件にも対応してきました。配慮が必要な子どもへの対応のため、関係者で構成されるケース会議に出席し、必要な情報を得ています。
(3) 地域の福祉向上のための取組が行われている。		
24 ① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	B	学童保育クラブには、公益性のある施設として地域の具体的な福祉ニーズを把握する取り組みを積極的に行うことが求められています。また、当施設では対応できない子どもや保護者のニーズを把握して他の福祉サービスと連携することも重要です。今は、地域行事への参加等を通じて地域交流を図ることが思うように進みませんが、コロナ禍の終息後は積極的な取り組みが期待されます。また、児童館や他学童保育クラブと協力して、災害時に支援を必要とする近隣住民への福祉的な支援を実施できる可能性もあります。地域への一層の福祉貢献に今後期待します。
25 ② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を行っている。	B	学童保育クラブには、公益性のある施設として地域の具体的な福祉ニーズを把握する取り組みを積極的に行うことが求められています。また、当施設では対応できない子どもや保護者のニーズを把握して他の福祉サービスと連携することも重要です。今は、地域行事への参加等を通じて地域交流を図ることが思うように進みませんが、コロナ禍の終息後は積極的な取り組みが期待されます。また、児童館や他学童保育クラブと協力して、災害時に支援を必要とする近隣住民への福祉的な支援を実施できる可能性もあります。地域への一層の福祉貢献に今後期待します。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

評価項目	評価	講評
(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
26 ① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	A	子どもや保護者を尊重し利用者のプライバシー保護に努める努力を間断なく行っています。情報公開と個人情報保護に関する研修や、情報セキュリティに関するセルフチェックの研修も今年度受講しました。保護者に学童保育クラブへの関心と理解を深めてもらい信頼関係を築くには十分なコミュニケーションが欠かせませんが、昨年同様保護者との接点は最小限にせざるを得ない状況が続いています。保護者が気軽に関われる機会を増やすことを昨年を引き続き重点課題の一つとしました。保護者が疑問に思ったことや、要望について丁寧に答えていくことを心がけています。
27 ② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供を行っている。	A	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
28 ① 利用希望者に対して必要な情報を提供している。	A	利用希望者は必要な情報のほとんどをホームページから得ることができます。申込に必要な書式もダウンロードすることが可能です。施設から保護者への連絡や通知は、今年度は主として子どもの持つ連絡帳の袋に連絡用紙を挟み込むことで行っていますが、確実に届くよう、帰り際に連絡帳の再確認を行っています。新型コロナウイルス感染症の状況が日々変化しており、学校、学童保育クラブ、利用者の状況もその影響を受けて日々変化していますので、意思の疎通が十分に図れるよう、こまめな保護者との連絡に務めています。
29 ② 学童保育クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A	
(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。		
30 ① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	A	毎年、保護者に対して満足度調査アンケートを実施しており、まとめられた結果の一部は区のホームページに掲載されています。寄せられた意見の中で対応可能な要望等に対しては速やかに対応しています。各種の意見に対しては区所管部署と連携して適切な対応を心がけています。

評価項目	評価	講評
(4)子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
31 ① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	第三者評価の一環で実施した保護者アンケートでの総合満足度では「大変満足」から「大変不満」までの5択回答で、「大変満足」が53%、「満足」が47%の結果が得られ、極めて高い満足度が示されました。20件近い寄せられた自由意見でもそのほとんどは感謝のコメントでした。苦情が寄せられた場合は、「苦情対応の記録」に記載され、苦情の内容と対応結果、反省点等が記録として残されます。学童保育クラブは授業終了後の学童に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図ることを目的としていますので、子どもに関わる問題については小学校、児童館、学童保育クラブが協力して対応に当たるともあります。
32 ② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	B	区に対しての直接の意見、要望、苦情については「区民の声課」で受け付け、所管部署を通じて連絡が入るようになっていきます。長引くコロナ禍で保護者との接点が限られており、じっくり話し合う機会がないことが問題である事を施設長はじめ職員は認識しており、出来る限りの対応を続けている結果が利用者アンケートにも表れています。
33 ③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	
(5)安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
34 ① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	A	地震や火災、風水害等に対する危機管理マニュアルを整備し、毎月の避難訓練も実施しています。災害時の対応については新規登録者に対しては入所説明会用の資料に、非常災害の場合と事故・疾病の場合の対応が記されています。全体に対しては第一回保護者会資料として全保護者に配布した今年度の取り組みに詳しく記載しています。大規模災害時の対応、見守りメール登録案内などが示されています。感染症については、区に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されており、2021年8月に改訂された最新の学童保育クラブ用の対応マニュアルが当施設にも配布されています。職員の行うべき具体的な感染予防対策や感染者が発生した場合の濃厚接触者を含めた対応、小学校が臨時休校になった場合の対応などが細かく記載されています。感染者が発生した場合の施設の消毒作業マニュアルも用意されており、感染防止から事例発生後の対応まで一環したマニュアルが整備されています。
35 ② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	
36 ③ 事故・災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

評価項目	評価	講評
(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立されている。		
37 ① 育成支援について標準的な実施方法を文書化している。	A	子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるように、目黒区の運営に関する要綱や保育方針に基づいた保育計画を立てています。 現在の児童数は、54名です。特別支援学校や特別支援学級に通学している子どもや支援が必要な子どもも多数在籍していますが、一緒に生活する中で職員は子ども同士の関係が深まり、広がっていけるよう計画を立て実施しています。
38 ② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	毎日のミーティングを通して必要な支援の在り方や子どもの様子、活動の振り返り等を行いながら、より適切な支援ができるよう適宜見直しを行っています。
(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
39 ① 育成支援の計画を適切に策定している。	A	子どもたちの年齢による発達や遊び、友人関係など発達段階に応じた計画を策定し、それぞれの発達に応じて見守りながら、自主性や主体性を大切にしながら育成支援を行っています。 年間計画は前年度の総括を踏まえ、職員間で共有しながら策定しています。子ども全体の状況に加えて、各学年ごとにもそれぞれ集団の状況を把握して、目標を示しています。子どもの学年別に発達や課題を捉えており、とても良い取り組みになっています。
40 ② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	A	3つの重点課題に沿って取り組みの計画を立て実践を行い、日々のミーティング等で結果や状況を話し合い、評価・見直しを行っています。
(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
41 ① 子どもに関する育成支援の記録が適切に行われ、職員間で共有している。	B	児童台帳には、個人面談の記録や子どもや保護者の様子や気づいたことなどを随時記入しており、課題がある子についてはファイルを作成して記録を取るようになっています。しかしすべて手書きのため記録として残しきれなかったり、有効に使用できない等の課題があり、検討が必要になっています。 記録については、個人情報保護に基づいてデータ上の記録はパスワードをつけて管理しています。また、紙面での記録は鍵のかかるキャビネットにて保管しています。
42 ② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A	

IV 学童保育クラブの活動に関する事項

IV-1 育成支援

	評価項目	評価	講評
(1)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備			
43	① 子どもが安心して過ごせる生活の場としての環境を整備している。	A	クラブ室内が狭いため、全体の保育人数のバランスやコロナ対応も意識しながら安心して活動できるように配慮しています。遊具、文具等は子どもが出し入れしやすいよう設置したり、必要に応じてクールダウンできる空間をパーテーション等活用して確保するように工夫しています。
(2)学童保育クラブにおける育成支援			
44	① 子どもが学童保育クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	A	子どもたちへの援助の姿勢として、子どもたちの言動だけではなく、表情や関わり(子ども同士、子ども対職員)に対して丁寧に読み取り、共有することを心掛けています。これらを通して子どもたちが安心して通うことのできる場所になるよう援助しています。子どもの発達に合わせた遊具や遊びの提供、時間や気持ちに余裕が持てるようなプログラムの作成などの工夫をして子どもが楽しんで通えるようにしています。
45	② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	A	出欠席の管理については、前月に翌月の出席確認を行い、変更があった際には、必ず確認を徹底しています
(3)子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援			
46	① 子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。	A	宿題タイム等の子ども全員で宿題をやる時間を設けてはませんが、子ども一人ひとりが自由遊びの時間をどのように過ごすのか、宿題はいつやるか等、自分自身でタイムスケジュールを考えて行動することができるように支援しています。 手洗い、うがい、マスクの着用については大切であることを子どもに丁寧に説明を行って実施しています。また、定期的に子どもが使っているロッカーを自分で整理するように声掛けをしています。
47	② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	A	

	評価項目	評価	講評
48	③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	A	異年齢の関わりを広げていけるように日常の活動を班ごとに行えるようにしています。班活動では遊びやおやつ、当番、行事への参加や話し合いなどを行いながら互いに意見を出し合い、学年にとらわれずに安心して付き合える関係づくりを目指しています。職員は子ども同士の関係づくりがスムーズにできるように必要に応じて適切に支援できるようにしています。
49	④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	A	また、同じ学年で話し合えるように「学年別会議」を設けることで、話しやすい環境づくりも行うなど、子どもが相手の気持ちを考えたり、自分の思いを伝え合う場としています。班での遊びだけではなく、全体で遊ぶことや遊びたい子どもだけが参加できる遊び等様々な遊びの場を設定することで、子どもの遊びの選択肢を増やして、楽しめるようにしています。
50	⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	A	友達同士のトラブルや子どもの成長段階など、必要に応じて職員も関わることで子どもたちの主体性が育めるように支援しています。
(4)固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援			
51	① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。	A	特別支援学校、特別支援学級に通学している子どもの他に個別支援の必要な子どもが多数在籍しているため、子どもやその家族にとって必要な支援を学校や関係機関と連携して対応しています。また、職員間で声を掛け合い、協力しながら日々の支援を行っています。保護者とは信頼関係を築けるように努め、一緒に子どもの支援を行えるように取り組んでいます。
52	② 障害のある子どもの育成支援に当たった際の留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	A	障害を持つ子どもの受け入れについては、障害児保育協議会で入所判定、人的加配の判断がされています。障害児保育実践交流会や巡回指導学習会など、区内の学童保育クラブが合同で参加・開催し、障害についての知識や支援の在り方について職員に伝えて実践に役立てています。
53	③ 児童虐待の早期発見に向けた取組や適切な対応を行関係機関と連携して行っている。	A	区内や都内の関係機関(児童相談所や子ども家庭支援センター等)とは、必要に応じて連携するシステムがあります。住区センターの中の学童保育クラブのため、日常的に子どもの情報共有も行われています。今後は主任児童委員との連携も視野に入れていきます。
54	④ 子どもの国籍や文化、習慣等の違いに関わらず、互いを認め合い理解を深めるような取組を行っている。	A	国籍や文化、習慣等の違いについて、理解を深めるような取り組みを行ってはいませんが、子ども一人ひとりがお互いを認め合い、個々の違いを自然に受け入れている様子がみられ、特別配慮が必要な状況にはなっていません。

	評価項目	評価	講評
(5)適切なおやつや食事の提供			
55	① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	A	毎日16時を目安におやつを提供を行っています。新型コロナウイルス感染症対策として、密にならないよう配慮を行った分散した提供になっています。実際の提供は業者委託されているとのことでしたが、アレルギー対応マニュアルを活用し、誤食のないよう徹底しています。その他、立ち歩きや椅子の転倒による窒息等の食に伴う事故が起こらないよう、職員が見守りを徹底しています。 特に夏休み等の一日保育の際には、持参した弁当が傷まないように注意が必要なことを伝えています。
56	② 食に伴う事故(アレルギー、窒息、食中毒等)を防止するための対応を行っている。	A	
(6)安全と衛生の確保			
57	① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	A	事故を未然に防ぐことができるよう、ヒヤリハットはその都度共有をし、大きな事故には至らないが気になることがあった際には、複数職員で対応を行っています。事故に至った際には区の子育て支援課への報告、再発防止策の検討を学童保育クラブだけではなく、児童館館長を交えて行う体制が整っています。ただし、ヒヤリハットは共有した時点で対応が終了してしまっています。これまでどのような場所でのどのようなことで「ヒヤリ」としたのか、その積み重ねがされておらず、これまでの情報が十分生かし切れていません。今後は、これらを積み重ねていけるようなシステム作りが望まれます。
58	② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	B	

IV-2 保護者・学校との連携

	評価項目	評価	講評
(1)保護者との連携			
59	① 保護者との協力関係を築いている。	A	新型コロナウイルス感染症の拡大により、直接保護者と顔を合わせる機会が減少しているため、子どもの送迎の際や電話連絡、連絡帳等で丁寧に子どもの様子などを伝えるようにしています。年度当初の保護者会は書面でしたが、夏休み前の保護者会は実施して夏休み中の生活についての説明等を行いました。
(2)学校との連携			
60	① 子どもの生活の連続性を保障するため学校との連携を図っている。	A	小学校、特別支援学校、特別支援学級の担任と連携して、子どもたちにとって必要な情報を共有しながら学校と学童保育クラブの間でつながりのある支援・活動ができるように取り組んでいます。

IV-3 子どもの権利擁護

評価項目	評価	講評
(1)子どもの権利擁護		
<p>61 ① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>B</p>	<p>権利擁護の職員の自主研修会を行い、自己研鑽を積む取組が行われています。しかし学童保育クラブではなく児童館に関連するリーフレットが設置されていたり、それらを活用した学童保育クラブでの取組みなどの実施はされていない、とのことでした。今後、さらなる取組みの工夫が望まれます。</p>

総 評

◇特に良いと思われる点

● **子どもの安全を守るためのマニュアルが整っています**

受け入れた子どもを安全に送り出すのが学童保育クラブの基本です。当施設では必要なマニュアルを整備し定期的に見直しが行われています。「館外活動の安全対策マニュアル」「事故・怪我等が発生した場合の対応について」「不審者対応マニュアル」などがあり職員に周知されています。不審者対応マニュアルでは重要な箇所は赤字で表記されて注意喚起しています。見直しについてもいつ、誰が見直したかが明記されています。怪我等への対応マニュアルでは「もしもこんなとき」と題して、ガラスで切った時、トゲが刺さった時、ヤケドをした時など、様々な状況時に必要な応急処置法が分かりやすく記されています。いつでも誰でも使える、役に立つマニュアルが揃えられています。

● **子どもや保護者の状況を丁寧に把握して方針がたてられ実践しています**

年間の保育方針を策定する際には、子ども全体の状況に加えて、各学年ごとにもそれぞれ集団の状況を把握して、目標を示しています。子どもの学年別に発達や課題を捉えており、職員にとっても支援の見通しが立てやすくなっています。また、保護者の状況についてもコロナ禍でどのように寄り添っていくのが示されてとても良い取り組みになっています。

◇更なる改善が望まれる点

● **理念、基本方針の明文化と関係者への周知が望まれます**

区立の公設公営施設であり、2015年に定められた区の「学童保育クラブ保育指針」に従って運営されています。「未来に向けてともに育ち育てるめぐろの実現」を目指して学童保育クラブの目的も明示された詳細な指針となっています。一方で、2021年に策定された厚生労働省の放課後児童クラブ第三者評価共通評価基準ガイドラインでは放課後児童クラブの理念、基本方針の策定と関係者への周知が求められています。理念、基本方針という言葉が明記した、分かりやすいホームページ、パンフレット等の作成と関係者への周知が望まれます。

● **業務のICTの推進を期待します**

福祉サービス事業にとってICT化を図ることは必須となりつつあります。子どもたちの入退室管理は来年度からの自動化が予定されているようですが、児童台帳をはじめ殆どの記録は現在は手書きが主流です。日報やヒヤリハット等の膨大な記録が集積されていますが、科学的に統計解析等を加えるには電子データ化することが必要です。入退室管理、児童情報管理、保護者連絡、日報作成等の作業をIT化することで職員の業務負担軽減が図れ、ワークライフバランスの実現も可能になります。事業所単独で実現できるものではありませんが、内部発信を通じてより科学的な施設運営の達成を期待します。